



2022年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社イワキ  
代表者名 代表取締役社長 藤中 茂  
(コード番号：6237 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員経営管理本部長 井上 誠  
(TEL 代表 03-3254-2931)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の当社第67回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 一部文言の修正を行うものであります。(定款第49条)

#### 2. 定款変更の内容

定款の変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日
定款変更の効力発生日	2022年6月29日

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

改正前	改正後
<p data-bbox="172 331 751 398">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="172 398 778 678"><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="172 712 268 745">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="172 1126 480 1160">(期末配当金の排斥期間)</p> <p data-bbox="172 1160 437 1193">第 49 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="172 1227 268 1261">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="810 331 911 365">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="818 712 1050 745">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="810 745 1385 880"><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="810 880 1385 1059">2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="818 1126 1066 1160">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="810 1160 1082 1193">第 49 条 (現行通り)</p> <p data-bbox="818 1227 906 1261">(附則)</p> <p data-bbox="818 1261 1385 1294">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p data-bbox="810 1294 1385 1473"><u>第 1 条 定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第 15 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="810 1473 1385 1675">2 <u>前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="810 1675 1385 1821">3 <u>本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>